



公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

### ○長野県規則第8号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則(平成5年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「第3条第3項ただし書及び」及び「区域及び」を削る。

本則中「第3条第3項ただし書及び」及び「区域及び」を削り、「次の表のとおり」を「都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定により指定された都市計画区域及び同法第11条第1項後段の規定により都市計画区域外に定められた都市計画施設の区域について、100平方メートル」に改め、本則の表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項の届出がされている場合に限り、この規則による改正前の公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則(以下「旧規則」という。)本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則本則中「公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和47年政令第284号)第3条第3項ただし書及び第4条ただし書」とあるのは、「地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令(平成14年政令第329号)附則第2条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法

律施行令(昭和47年政令第284号)第3条第3項ただし書」とする。

企 画 課

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第9号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「徴収又は」を「徴収に従事するもの、専ら」に、「もの」を「もの並びに専ら不動産取得税に係る家屋評価に従事するもの」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

人 事 活 性 課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第10号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。  
目次中「101条」を「100条」に、「(102条)」を「(101条)」に改める。

第61条の2の次に次の1条を加える。

(特定非営利活動法人の取得する不動産に係る不動産取得税の課税免除の申請)

第61条の3 条例第40条の2第2項に規定する規則で定める申請書の提出は、条例第40条の5第1項に規定する申告書を提出する期限までに、特定非営利活動法人に係る不動産取得税課税免除申請書(様式第82号の3)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 法人の登記簿謄本
- (3) 申請に係る不動産の登記簿謄本
- (4) 申請に係る不動産が当該法人の特定非営利活動の用に供されるものであることが確認できる書類

第101条を削る。

第3章第1節中第102条の前に次の1条を加える。

(特定非営利活動法人が譲り受けた自動車に係る自動車取得税の課税免除の申請)

第101条 条例第118条の2の2第2項に規定する規則で定める申請書の提出は、条例第118条の8に規定する報告書を提出する期限までに、特定非営利活動法人に係る自動車取得税課税免除申請書(様式第137号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 法人の登記簿謄本
- (3) 申請に係る自動車の自動車検査証の写し
- (4) 申請に係る自動車が当該法人の特定非営利活動の用に供されるものであることが確認できる書類
- (5) 申請に係る自動車が無償で譲り受けたものであることを証する書類

第116条の3の次に次の1条を加える。

(創業の認定)

第116条の3の2 条例第146条の2第1項の規定による創業の認定を受けようとする者は、創業の日から2月以内に、創業認定申請書(様式第154号)に次に掲げる書類を添えて、地方事務所長に申請しなければならない。

- (1) 定款の写し
  - (2) 法人の登記簿謄本
  - (3) 申請に係る法人の設立者が事業を営んでいない個人であつた事実を証する書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める書類
- 2 地方事務所長は、前項の申請に対し承認又は不承認の決定をしたときは、文書をもってその旨を申請者に通知するものとする。

第116条の4第1項の表に次のように加える。

条例第146条の2第1項又は条例第146条の3の規定により事業税の課税免除を受けようとする者	当該課税免除を受けようとする事業税について条例第38条に規定する法第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限	創業等事業税課税免除申請書 (様式第154号の5の2)
--	--	--------------------------------

第116条の4に次の1項を加える。

- 6 第1項に規定する創業等事業税課税免除申請書には、条例第146条の2第1項に規定する課税免除を受けようとする場合にあつては同条第2項の性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人でない旨の誓約書を、条例第146条の3に規定する課税免除を受けようとする場合（初めて当該課税免除の申請を行う場合に限る。）にあつては法人の登記簿謄本を添えるものとする。  
様式第82号の2の次に次の様式を加える。

(様式第82号の3) (第61条の3関係)

特定非営利活動法人に係る不動産取得税課税免除申請書		
年 月 日		
長野県 地方事務所長 殿		
所在地 法人名 代表者氏名 <span style="float: right;">⑩</span>		
長野県県税条例第40条の2第1項の規定により、下記のとおり不動産取得税の課税免除をしてください。		
記		
取得不動産	所在地	
	地番又は家屋番号	
	地目又は種類及び構造	
	地積又は床面積	
	用途	
	取得年月日	年 月 日
	取得原因	
法人の設立年月日		年 月 日
備 考		

様式第121号中 「甲・乙・丙」 を 「網わな・第1種・第2種」 に改める。

様式第131号から様式第137号までを次のように改める。

(様式第131号) から (様式136号) まで 削除

(様式第137号) (第101条関係)

特定非営利活動法人に係る自動車取得税課税免除申請書			
			年 月 日
長野県知事 殿			
		所在地 法人名 代表者氏名 <span style="float: right;">⑩</span>	
<p>長野県県税条例第118条の2の2第1項の規定により、下記のとおり自動車取得税の課税免除をしてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
取得自動車	登録番号 (車両番号)	取得年月日	課税免除を 受けた税額
		年 月 日	円
		年 月 日	円
	計	/	円
法人の設立 年 月 日	年 月 日		
使用目的			
譲渡者 (前所有者)	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
備考			

様式第152号から様式第154号までを次のように改める。

(様式第152号) 及び (様式第153号) 削除

(様式第154号) (第116条の3の2関係)

創業認定申請書				
長野県 地方事務所長 殿		年 月 日		
		事務所の所在地 法人の名称 代表者氏名 (印) (電話番号 )		
長野県税条例第146条の2第1項の規定により、創業の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。				
記				
法人の設立者 (創業者)	住 所			
	氏 名		法人での 役 職 名	
法人の創業 年 月 日	年 月 日	資本の金額又は出 資金額 (設立時)		円
出資金の内訳	出資者氏名(名称)	出 資 金 額	出資者氏名(名称)	出 資 金 額
		円		円
		円		円
事業年度	月 日 から 月 日 まで			
事業内容 (具体的に記入 してください。)				
創業者の職歴 等の状況	期 間		職 歴 等 の 状 況	
	年 月 日 ~ 年 月 日			
	年 月 日 ~ 年 月 日			
	年 月 日 ~ 年 月 日			
商工会議所 経営指導員等 記 載 欄	上記のとおり確認しました。			
	確認者の職・氏名 (印)			
	商工会議所等の 名称・所在地			

(注) 「創業者の職歴等の状況」欄には、職歴等の具体的な状況について、創業日から1年間さかのぼり、それぞれの期間ごとに記入して下さい。

様式第154号の5の次に次の様式を加える。

(様式第154号の5の2)(第116条の4関係)

創業等事業税課税免除申請書	
年 月 日	
長野県 地方事務所長 殿	<p style="text-align: center;">事務所の所在地 法人の名称 代表者氏名 <span style="float: right;">㊟</span> (電話番号 <span style="float: right;">)</span></p>
<p>長野県県税条例第146条の2第1項(第146条の3)の規定により、下記のとおり事業税の課税免除をしてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
申請に係る事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで
免除を受けたい税額	円
法人の創業年月日	年 月 日
備 考	

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、様式第121号の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

税 務 課



長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第11号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の専門教育科目の文学科英語専攻の項中「国際関係論2」を「国際関係論2  
比較文化2 異文化理解2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年3月31日現に在学する者の履修すべき学科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

法規学事課

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第12号

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則

勤労者福祉施設管理規則(昭和42年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。  
第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設を専用しないで使用しようとする場合に  
あつては、口頭によることができる。

- (1) 長野県飯田勤労者福祉センター（以下「飯田福祉センター」という。）の体育館
- (2) 松本福祉センターの大会議室及びトレーニング室
- (3) 長野県伊那勤労者福祉センター（以下「伊那福祉センター」という。）の体育館
- (4) 中野福祉センターの教養室及び大会議室
- (5) 長野県木曽勤労者福祉センター（以下「木曽福祉センター」という。）のホール
- (6) 長野県戸倉野外趣味活動センター（以下「野外趣味活動センター」という。）の  
野球場、庭球競技場及びプール

第6条第1項中「別表の1の(1)のア、2の(1)、2の(2)、5の(2)及び(3)、6並びに8」を「別表の4、5及び7」に改め、同項の表を次のように改める。

条例別表の4	別表第2に定める額
条例別表の5	別表第3に定める額
条例別表の7	別表第4に定める額

第6条第2項中「国又は地方公共団体が使用する場合にあっては当該使用を終わった後、前条第2項に該当」を「前条第2項各号に掲げる施設を専用しないで使用しようとする場合又は条例別表の7に規定する備品等を使用しよう」とに、「当該使用を開始する」を「、使用の」に改める。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、館長は、国又は地方公共団体が使用する場合にあっては当該使用が終わった後に使用料を納付させることができる。

第8条第1項中「次の各号」を「第5条第2項各号」に改め、同項各号を削る。

第11条第7号中「物品」を「館長の許可を受けなくて物品」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 条例第7条第2項の規定による使用料の減免の額は、条例別表に掲げる使用料の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第7条第2項第1号に該当するとき。 100分の50
- (2) 使用の申込みをした者が、次に掲げる日までに、第9条の勤労者福祉施設使用取消届を提出し、又はその申込みを変更したとき。

ア ホール並びに松本福祉センター及び中野福祉センターの大会議室

- (ア) 使用日前3月 100分の75
- (イ) 使用日前1月 100分の50

イ ア以外の施設

- (ア) 使用日前1月 100分の75
- (イ) 使用日前7日 100分の50

ウ 備品 使用日前1日 100分の50

別表第1中「宿泊施設等」を「体育館等」に改め、同表の諏訪湖福祉センターの項を削り、同表の野外趣味活動センターの項中

レストハウス	午前9時から午後5時まで。ただし、4月1日から9月30日までの間は、午前6時から午後7時までとする(和室及び洋室を除く。)	を
野球場	午前9時から午後5時まで。ただし、4月1日から9月30日までの間は、午前6時から午後7時までとする。	
野球場	午前9時から午後5時まで。ただし、4月1日から9月30日までの間は、午前6時から午後7時までとする。	に改め

る。

別表第2を次のように改める。

(別表第2)(第6条関係)

野球場の使用料

区 分		使 用 料
専用する場合	午前6時から午前8時までの間に使用する場合	円 600
	午後5時30分から午後7時までの間に使用する場合	500
専用しない場合	1人2時間までごとに	60

別表第3から別表第5までを削り、別表第6を別表第3とする。

別表第7の1中「、木曾福祉センター及び諏訪湖福祉センター」を「及び木曾福祉センター」に改め、同表の2中「、諏訪湖福祉センター」を削り、

「バスケットボール用具」を「バスケットボール用具」に改め、同2の徒手体

操マットの項からあん馬の項までを削り、同2中「アイデアルマット」を

「アイデアルマット」に改め、同2の携帯用拡声器の項から柔道用畳の項まで及び

野球場スコアボード点滅装置の項からいす(諏訪湖福祉センターに限る。)の項までを削り、同表の4を削り、同表の5を同表の4とし、同表に次のように加える。

5 体育館において照明を使用する場合の使用料

区 分			使 用 料
伊那福祉センター	専用する場合1時間まで ごとに	全点灯	円 400
		2分の1点灯	200
		4分の1点灯	100
飯田福祉センター	専用する場合1時間まで ごとに	全点灯	200
		2分の1点灯	100

別表第7を別表第4とする。

様式第1号中 「備  
品」 を 「備  
品  
等」 に、 「数  
量」 を 「数  
量  
等」 に、

を

入場料又はこれに類するものの徴収	ある	※ 営業・営業以外	冷暖房料	※	円
	ない				
使用方法	全面使用・半面使用・専用しない (入場予定者数 人)		使用料合計	※	円
持込物	ある				
	ない				

に改める。

入場料又はこれに類するものの徴収	ある	※ 営業・営業以外	冷暖房料	※	円
	ない				
使用方法	全面使用・半面使用・4分の1面使用 (入場予定者数 人)		使用料合計	※	円
持込物	ある				
	ない				

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日前においてこの規則による改正前の勤労者福祉施設管理規則(以下「旧規則」という。)別表の規定により納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

労 政 課

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県規則第13号

## 長野県立病院管理規則の一部を改正する規則

長野県立病院管理規則(昭和39年長野県規則第37号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表の長野県立須坂病院の項中「小児科」を「循環器科 小児科」に改める。

第3条の表中 「 302人 」 を 「 336人 」 に改める。

第13条中「11」を「13」に改める。

第14条を次のように改める。

(特別再診料を徴収しない再診)

第14条 条例別表第1の備考の4に規定する知事が定める再診は、15歳未満の患者及び基本診療料の施設基準等(平成14年厚生労働省告示第73号)第3第5号に定める患者が受ける再診とする。

## 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定は、平

成15年3月27日から施行する。

医務課県立病院室

長野県がん検診・救急センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県規則第14号

長野県がん検診・救急センター管理規則の一部を改正する規則

長野県がん検診・救急センター管理規則(昭和58年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県救急センター管理規則

第1条中「長野県がん検診・救急センター条例」を「長野県救急センター条例」に、「長野県がん検診・救急センター(」を「長野県救急センター(」に改める。

第3条の見出しを「(外来診療日)」に改め、同条本文を次のように改める。

センターは、次の各号に掲げる日以外の日においては、外来診療を行うものとする。

第3条ただし書中「業務」を「外来診療」に改める。

第4条の見出しを「(外来診療の時間)」に改め、同条中「業務に係る開所時間」を「前条の外来診療を行う時間」に改める。

第5条の前の見出し、同条及び第6条を削り、第7条に見出しとして「(入所診療の申込み)」を付し、同条第1項中「救命救急医療の提供」を「入所診療」に、「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第6条とする。

第9条の前の見出し及び同条を削り、第10条中「別表の5」を「別表の2」に、「額」を「額に、」に改め、同条を第7条とし、同条の前に見出しとして「(使用料の特例等)」を付する。

第11条中「別表の7」を「別表の5」に改め、同条を第8条とする。

第12条第2項中「長野県がん検診・救急センター使用料(手数料)減免申請書(様式

第3号」を「長野県救急センター使用料(手数料)減免申請書(様式第2号)」に改め、同条を第9条とする。

第13条を第10条とし、第14条を第11条とし、第15条を第12条とする。

様式第1号を削り、様式第2号中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に、「申込者氏名 ㊤」を「申込者 氏名」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「(第12条関係)」を「(第9条関係)」に、「長野県がん検診・救急センター使用料(手数料)減免申請書」を「長野県救急センター使用料(手数料)減免申請書」に、「氏名 ㊤」を「氏名」に、「長野県がん検診・救急センターの」を「長野県救急センターの」に改め、同様式の添付書類の1中「第12条第1項第1号」を「第9条第1項第1号」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

保健予防課

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県規則第15号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和28年長野県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課



旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第16号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和32年長野県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)」を削り、「基づき、」の次に「法の施行について」を加える。

第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とする。

「8 調理場の面積 m<sup>2</sup>

9 設備してある寝具数 人分

様式第1号の別紙中 10 浴室の構造 を

11 循環ろ過装置の有無

12 洗面所 」

「8 浴室

浴室の種類	浴槽数	構造	循環ろ過装置		
			有無	方式	系統数
合計					

に、

9 洗面所 」

「(3) くみ取式の場合は井戸との距離 m

「13 便所

14 飲料水

(1) 方式の別 を「10 便所」に、

(1) 種別

(2) 箇所数 」

(2) 貯水槽の有無

15 従業者の数(調理を除く。)

「11 飲料水

を (1) 種別 に改める。

(2) 貯水槽の有無」

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第17号

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中 「 2 材料組織試験 」 を

(10) 製品分解性試験				に、
ア 試験温度常温のもの	〃		1,700	
イ 恒温槽を用いるもの	〃		1,700	
2 材料組織試験				」
ウ 直接観察試料	〃		2,400	を
(3) 高温偏光顕微鏡によるもの	〃		3,800	

ウ 直接観察試料				
(ア) 倍率3万倍未満	〃		2,400	
(イ) 倍率3万倍以上	〃		6,700	
エ 断面観察試料				
(ア) ガラス等の高硬度材の研磨による場合				
a 倍率3万倍未満	1 測定箇所		10,000	に改め、
b 倍率3万倍以上	〃		14,000	
(イ) (ア)以外の場合				
a 倍率3万倍未満	〃		6,400	
b 倍率3万倍以上	〃		10,000	
(3) 高温偏光顕微鏡によるもの	1 件		3,800	
同表の食品の項中	5,500	を	6,500	に、
	14,000	を	18,000	に改め、
同表の化学等の項中	タ アからソまで以外の機器によるもの	〃	2,700	を
タ 高速液体クロマトグラフによるもの	1 件 1 成分		8,300	に、
チ アからタまで以外の機器によるもの	1 件		2,700	
(2) 化学分析	〃	800円以上5,700円以下の範囲内で知事が定める額		を
キ 蛍光エックス線分析装置によるもの	〃		6,400	
ク サイズ排除クロマトグラフィーシステムによるもの	1 件 1 試料		20,000	に、
(2) 化学分析	1 件 1 成分	800円以上5,700円以下の範囲内で知事が定める額		
(6) その他の試験	〃	400円以上700円以下の範囲内で知事が定める額		を

(6) 生分解性試験	1件(1試料24時間 までごとに1件とす る。)	9,300	に改め、
(7) その他の試験	1件	400円以上700円以下の範 囲内で知事が定める額	

同表の備考の4を同備考の5とし、同備考の3を同備考の4とし、同備考の2を同備考の3とし、同備考の1を同備考の2とし、同2の前に次のように加える。

- 1 機械金属の項の2の(2)のエの試験における同一断面について1測定箇所を超える手数料の額は、その超える1測定箇所について、同エの(ア)のa及び(イ)のaにあっては2,400円、同エの(ア)のb及び(イ)のbにあっては6,700円とする。

別表の備考に次のように加える。

- 6 化学等の項の3の(6)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、1,000円とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

産業技術課

計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第18号

計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則の一部を改正する規則

計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則(平成12年長野県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表中	「 1,050円 」	を	「 1,100円 」	に、	「 2,100円 2,400円 」	を	
「 2,150円 2,450円 」	に、	「 190円 250円 」	を	「 190円 260円 」	に、	「 930円 」	を
「 940円 」	に、	「 2,500円 」	を	「 2,550円 」	に、		
「 8,000円 11,800円 14,700円 19,600円 22,000円 39,000円 20円 220円 」	を	「 8,100円 11,900円 14,800円 19,700円 22,200円 39,400円 20円 230円 」	に、	「 300円 」	を	「 310円 」	に、
「 610円 」	を	「 620円 」	に、	「 2,100円 3,500円 」	を	「 2,150円 3,550円 」	に、
「 600円 」	を	「 610円 」	に、	「 5,600円 」	を	「 5,700円 」	に、
「 460円 960円 」	を	「 470円 970円 」	に、	「 2,200円 」	を	「 2,300円 」	に、

2,100円
3,800円
7,100円
11,100円
15,600円
19,800円
22,300円
30,800円
53,000円

を

2,200円
3,800円
7,200円
11,200円
15,700円
19,900円
22,500円
31,000円
53,400円

に改め、同表の(3) 法第102条第1項の規定によ

る基準器検査の項及び(4) 法第116条第1項の規定による計量証明検査の項を次のように改める。

(3) 法第102条第1項の規定による基準器検査	質量基準器	基準台手動はかり	ひょう量が1キログラム以下のもの	〃	3,500円
			ひょう量が10キログラム以下のもの	〃	5,600円
			ひょう量が50キログラム以下のもの	〃	8,200円
			ひょう量が200キログラム以下のもの	〃	11,100円
			ひょう量が500キログラム以下のもの	〃	14,700円
			ひょう量が500キログラムを越えるもの	〃	1万4,700円に、500キログラムまでを増すごとに6,900円を加えた額

基準 分銅	ア イ以 外のもの	1級である旨の表記のあるもの	表す質量が200グラム以下のもの	〃	3,300円
			表す質量が200グラムを超えるもの	〃	8,100円
		2級である旨の表記のあるもの	表す質量が5キログラム以下のもの	〃	670円
			表す質量が50キログラム以下のもの	〃	810円
			表す質量が50キログラムを超えるもの	〃	9,200円
		3級である旨の表記のあるもの	表す質量が5キログラム以下のもの	〃	500円
			表す質量が50キログラム以下のもの	〃	680円
			表す質量が50キログラムを超えるもの	〃	7,400円
		イ 法第 103条 第3項 ただし 書の適用 を受けるもの	1級である旨の表記のあるもの	表す質量が200グラム以下のもの	〃
	表す質量が200グラムを超えるもの			〃	2,450円
	2級である旨の表記のあるもの		表す質量が5キログラム以下のもの	〃	410円
			表す質量が50キログラム以下のもの	〃	430円
			表す質量が50キログラムを超えるもの	〃	890円
	3級である旨の表記のあるもの		表す質量が5キログラム以下のもの	〃	290円
			表す質量が50キログラム以下のもの	〃	390円
表す質量が50キログラムを超えるもの			〃	610円	

(4) 法第116条第1項の規定による計量証明検査	騒音計	使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	〃	23,300円
		使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	〃	38,300円

## 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

産業技術課

県有林管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県規則第19号

## 県有林管理規則の一部を改正する規則

県有林管理規則（昭和36年長野県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第15条」に、「基づき」を「より」に改める。

第6条を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

林業振興課



長野県営射撃場管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第20号

長野県営射撃場管理規則の一部を改正する規則

長野県営射撃場管理規則(昭和50年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

長野県営総合射撃場管理規則

第1条中「長野県営射撃場条例」を「長野県営総合射撃場条例」に、「第8条」を「第7条」に、「基づき、長野県営射撃場」を「より、長野県営総合射撃場」に改める。

第4条中「第4条」を「第3条」に、「長野県営射撃場使用許可申請書」を「長野県営総合射撃場使用許可申請書」に改める。

第5条第1項中「第4条」を「第3条」に、「長野県営射撃場使用許可書」を「長野県営総合射撃場使用許可書」に改める。

第6条中「第4条」を「第3条」に、「長野県営射撃場使用取消届」を「長野県営総合射撃場使用取消届」に改める。

第7条第1項中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第1号中「責」を「責め」に改め、同条第2項中「第5条」を「第4条」に改める。

第8条中「長野県営射撃場使用料還付申請書」を「長野県営総合射撃場使用料還付申請書」に改める。

第9条中「第4条」を「第3条」に改める。

様式第1号中「長野県営射撃場使用許可申請書」を「長野県営総合射撃場使用許可申請書」に、「氏名 ㊦」を「氏名」に、

施設名	長野県営	射撃場						
日時	年月	日	午前	時から	午後	時まで		

を

日時	年月	日	午前	時から	午後	時まで		
----	----	---	----	-----	----	-----	--	--

に、

使用料	円	を
備考		

備考		に改める。
----	--	-------

様式第2号中「長野県営射撃場使用許可書」を「長野県営総合射撃場使用許可書」に、「殿」を「様」に、

施設名	長野県営 射撃場	を
日時	年月日 午前 時から 午後 時まで	

日時	年月日 午前 時から 午後 時まで	に、
----	-------------------	----

使用料	円	を
許可条件		

許可条件		に改める。
------	--	-------

様式第3号中「長野県営射撃場使用取消届」を「長野県営総合射撃場使用取消届」に、「氏名 ㊦」を「氏名」に、「長野県営 射撃場」を「長野県営総合射撃場」に、「取消したい」を「取り消したい」に改める。

様式第4号中「長野県営射撃場使用料還付申請書」を「長野県営総合射撃場使用料還付申請書」に、「氏名 ㊦」を「氏名」に、「長野県営 射撃場」を「長野県営総合射撃場」に、「3 納付済使用料 4 理由」を「3 理由」に改める。

附 則  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

森林保全課